

日進市談合情報対応マニュアルの構成

第1 一般原則

1. 情報の確認
2. 報告
3. 調査委員会の召集及び審議

第2 基本的対応

1. 入札執行前に情報を把握した場合（フロー図1）
 - (1) 調査委員会への報告
 - (2) 情報が調査に値する場合の調査
 - (3) 事情聴取
 - (4) 談合の事実があったと認められる場合の対応
入札中止 → 公正取引委員会への通報
 - (5) 談合の事実が確認されない場合の対応
誓約書を提出させる。
2. 入札執行後に情報を把握した場合
 - (1) 契約（仮契約を含む）締結前の場合（フロー図2）
 - ア. 調査委員会への報告
 - イ. 事情聴取（入札参加者全員）
 - ウ. 談合の事実があったと認められる場合の対応
日進市契約規則第13条第4号に基づき、入札を無効
 - エ. 談合の事実が確認されない場合の対応
公正取引委員会へ、事情聴取書、誓約書及び入札執行調書等を送付
 - (2) 契約締結後の場合（フロー図3）
 - ア. 調査委員会への報告
 - イ. 事情聴取（入札参加者全員）
 - ①契約を解除する場合
 - ②契約を解除しない場合
3. 公正取引委員会への報告

日進市談合情報対応マニュアル

第1 一般原則

1. 情報の確認

入札に付そうとする工事又は製造の請負、物件の購入その他の契約（以下「工事等」という。）について、入札談合に関する情報（以下「談合情報」という。）があった場合には、当該工事等の入札を担当する課等の長（以下「所属長」という。）は、談合情報報告書（様式第1）により、速やかに日進市公正入札調査委員会（以下「調査委員会」という。）へ報告をする。

2. 報告

事務局は、1により情報を受けた場合には、調査委員会の委員長に報告するものとする。

3. 調査委員会の招集及び審議

委員長は、2により事務局からの報告を受けた場合は、調査委員会設置要領第6条に基づき、会議を開催し、当該情報の信憑性を確認し、調査の必要性の有無について審議するものとする。

第2 基本的対応

談合情報があった場合には、原則として次により対応するものとする。

1. 入札執行前に情報を把握した場合（フロー図1）

(1) 調査委員会への報告

情報の提供があった場合には調査委員会に報告してその取扱いを審議する。

(2) 情報が次の場合（調査に値する場合）には、事情聴取等必要な調査を行う。

ア. 情報提供者の氏名、連絡先及び対象工事名等、落札予定業者名が示されている場合

イ. 情報提供者が匿名であっても、対象工事名等及び落札予定業者名が示されていて、更に次に掲げる情報が含まれている場合

(ア) 談合に関与した業者名を示す情報

(イ) 談合が行われた日時、場所及び具体的な談合の方法を示す情報

(ウ) 設計金額に近い落札予定金額を示している情報

(エ) その他談合に参加した当事者以外に知り得ない情報

(3) 事情聴取

ア. 事情聴取は、事情聴取書（様式2）により、原則として入札担当課の複数の職員でもって行う。

イ. 事情聴取は、入札に参加しようとする者全員を集合させ、1社ごとに必要事項の聴き取り調査を行う。

ウ. 事情聴取は、入札日以前において行う。

エ. 事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会へ報告するものとする。

(4) 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には日進市建設工事関係等入札者心得書第15条を適用し、入札の執行を取り止めるものとする。また、その旨を公正取引委員会へ通報する。

(5) 談合の事実が確認されない場合の対応

ア. 事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、入札参加者全てから誓約書を提出させたうえで入札を執行する。

イ. 公正取引委員会へ事情聴取の結果（写）、誓約書（様式第3）（写）、入札執行調書（写）等を送付する。

2. 入札執行後に情報を把握した場合

入札後においては入札結果等を公表しており、落札業者及び落札金額は既に閲覧に供されていることに留意し、以下の手続きによることが適切か否か調査委員会で審議する。

(1) 入札執行後で契約締結前に情報を把握した場合（フロー図2）

ア. 調査委員会への報告

情報の提供があった場合には、契約の締結を保留し、調査委員会に報告して、その取扱いを審議する。調査委員会の審議の結果、調査に値しないと判断された場合には落札者と契約を締結する。

イ. 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札参加者全てに対して

速やかに行う。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告する。

ウ. 談合の事実があったと認められる場合の対応

事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、日進市契約規則第13条第4号の規定に基づき、入札を無効とする。

エ. 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、落札者から誓約書を提出させたいえ、契約を締結する。また、事情聴取書(写)、誓約書(写)及び入札執行調書(写)等を公正取引委員会へ送付する。

(2) 入札執行後で契約締結後に情報を把握した場合(フロー図3)

ア. 調査委員会への報告

情報の提供があった場合には調査委員会に報告してその取扱いを審議する。

イ. 事情聴取

調査委員会の審議の結果、事情聴取が必要と認められた場合は、入札参加者全員に対して速やかに事情聴取を行う。事情聴取の結果については、事情聴取書を作成し、調査委員会に報告する。なお、事情聴取の結果、明らかに談合の事実があったと認められる証拠を得た場合には、当該工事等の進捗状況等を考慮して、契約を解除するか否かを審議する。

(ア) 契約を解除する場合

日進市の請負契約約款に基づき、契約を解除し、精算手続きを行う。

(イ) 契約を解除しない場合

上記(ア)、(イ)の場合とも、談合に伴う損害賠償額が算定できる場合は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第25条第1項に基づき、損害賠償請求を行う。

ウ. 談合の事実が確認されない場合の対応

事情聴取の結果、談合の事実が確認されない場合には、請負者から誓約書を提出させた上、工事等を続行する。また、事情聴取書(写)、誓約書(写)及び入札執行調書(写)等を公正取引委員会へ送付する。

3. 公正取引委員会への報告

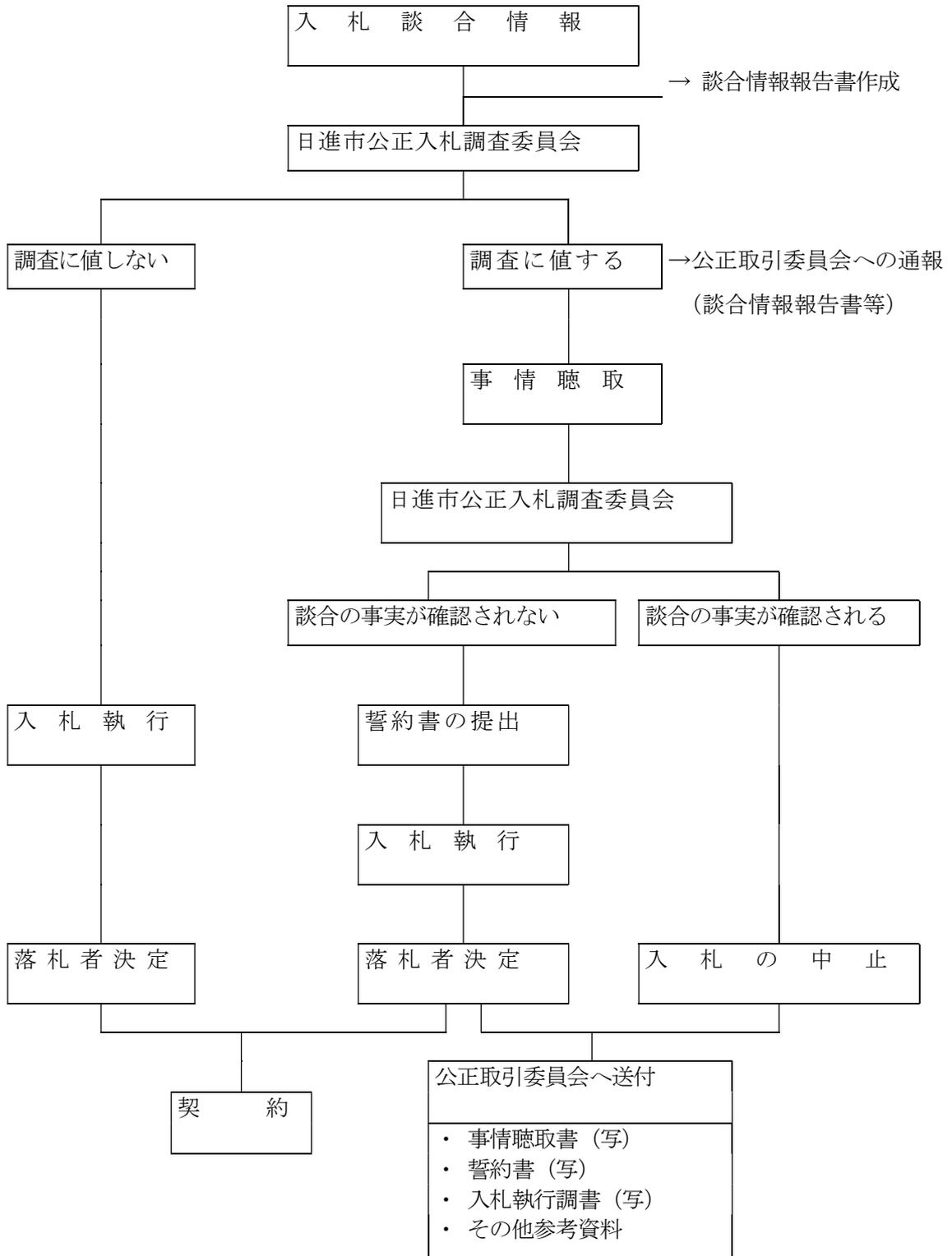
次の場合は、公正取引委員会(公正取引委員会事務局中部事務所)へ、談合情報に関連する資料について(様式第5)により報告するものとする。

(1) 入札執行前に情報の把握をし、「第2-1-(1)」により、調査に値すると判断した場合。

(2) 入札執行後に情報の把握をし、調査委員会の審議の結果、調査に値すると判断された場合。

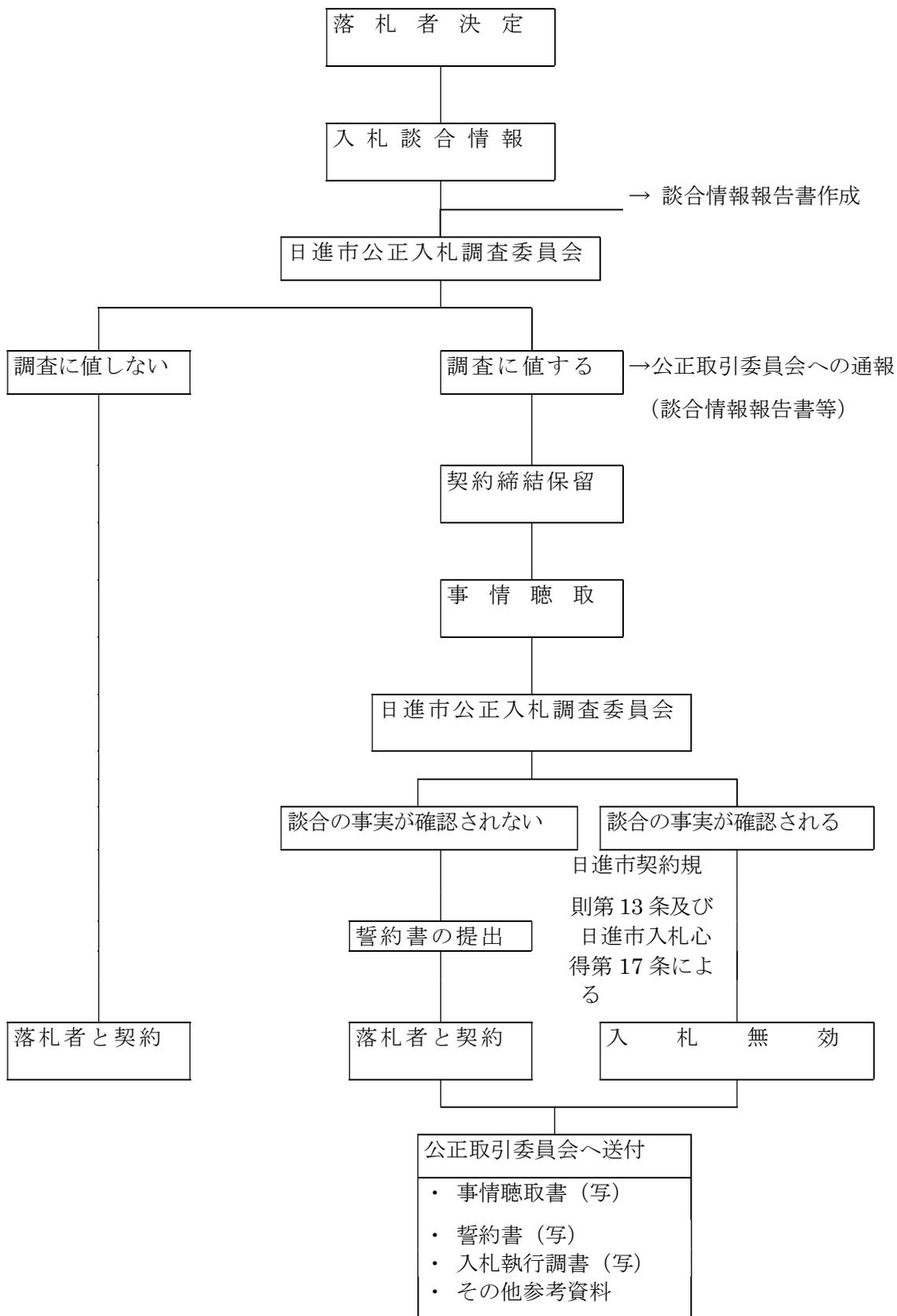
談合情報フロー図 [1]

入札執行前に情報を把握した場合



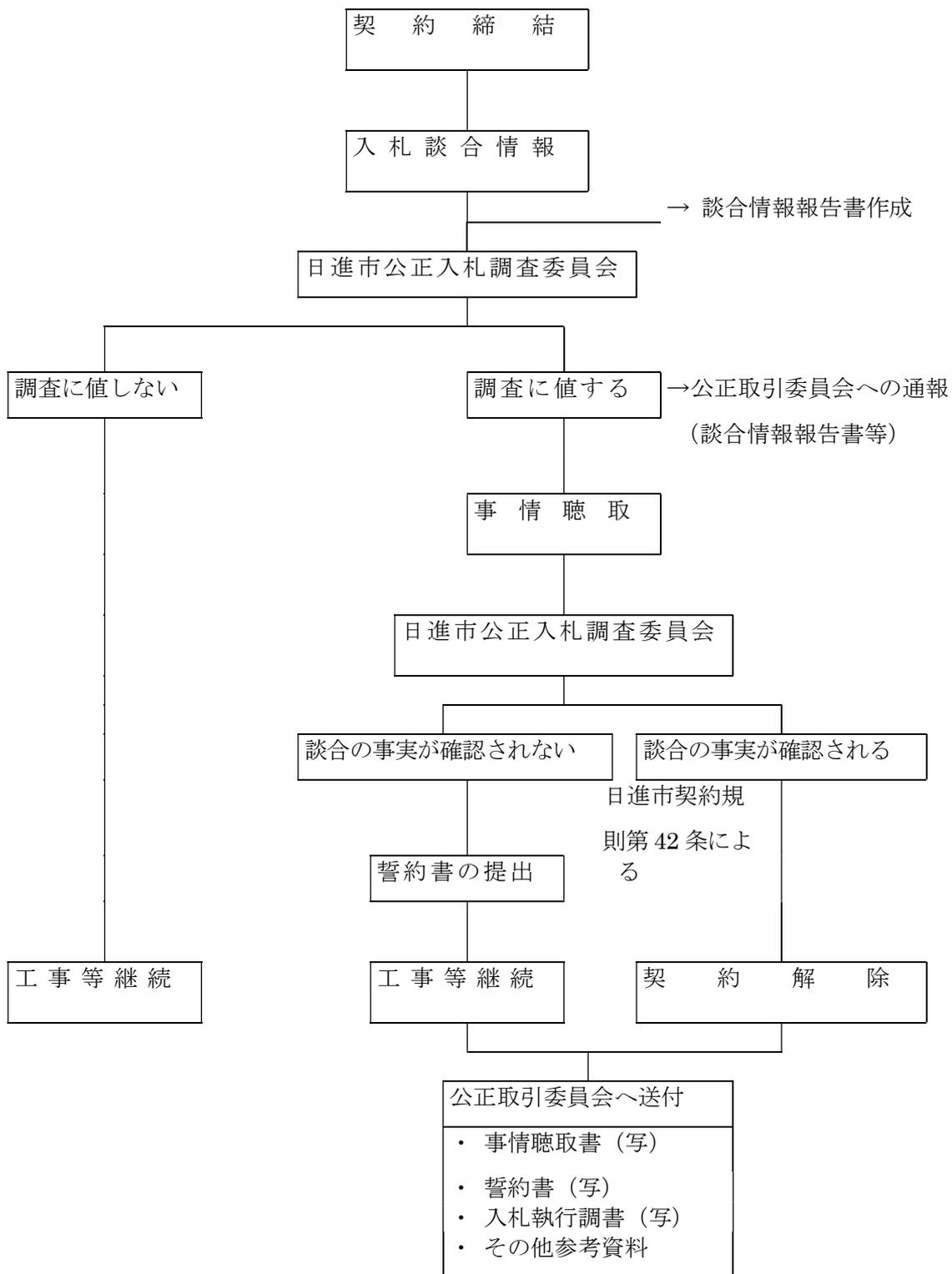
談合情報フロー図 [2]

入札執行後で契約締結前に情報を把握した場合



談合情報フロー図 [3]

入札執行後で契約締結後に情報を把握した場合



談 合 情 報 報 告 書

年 月 日

公正入札調査委員会委員長 殿

所属課長等氏名

情報を受けた日時	年 月 日 () 時 分
工 事 名	
入 札 (予 定 日)	年 月 日 () 時 分
情 報 提 供 者	・報道機関 ・その他 住 所 氏 名 電 話
受 信 者	部 課 氏 名
情 報 手 段	・電話 ・書面 ・面接 ・報道
情 報 内 容	
応 答 の 概 要	

事 情 聴 取 書

工事名等

事情聴取を受けた者 住 所
(名称及び代表者)
氏 名

事情聴取をした者 氏 名

日 時 年 月 日 () 時 分

場 所 日進市

質 問	聴 取 内 容
1. の入札に 先立ち、すでに落札業者が決定している(た)との情報がありますが、そのような事実がありますか。	
2. について 、他社の人と何らかの打合わせ、または話合いをしたことがありますか。	
3. あったとすれば、どの様な 内容の打合わせ、または話合いでしたか。	

年 月 日

誓 約 書

日進市長 様

住所
(名称及び代表者)
氏名 印

今般の 〃の競争入札に関し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律及び刑法第96条の3の規定に違反する行為を行っていないことを誓約します。

なお、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律又は刑法第96条の3の規定に違反した行為があったと認められるときは、当該工事等に係る請負契約書における注文者である日進市の解除権に基づき、契約を解除されても異議はありません。

また、この誓約書の写しが、公正取引委員会へ送付されても異議ありません。

年 月 日

公正取引委員会事務局
中部事務所長 殿

日進市長

談合情報に関する資料について（送付）

日進市発注の の入札に係る談合情報に関する
資料を別添のとおり送付いたします。

（事 項）

1. 談合情報報告書（写）
2. 事情聴取書
3. 誓約書
4. 入札執行調書
5. 入札に関する連絡（無効、延期、取消し）
（該当する番号を○で囲むこと）